

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

令和元年12月17日 午前9時59分～午前10時38分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長	川添公貴	委員	石野田浩
副委員長	川畑善照	委員	徳永武次
委員	上野一誠	委員	成川幸太郎
委員	杉菌道朗	委員	森満晃
委員	井上勝博	委員	松澤力

○説明のための出席者

危機管理監	中村真	原子力安全対策室長	祁答院欣尚
防災安全課長	佐多孝一		

○事務局職員

事務局長	田上正洋	課長代理	久米道秋
議事調査課長	堀ノ内孝	議事グループ長	上川雄之

○審査事件等

1 調査事項

- (1) 川内原子力発電所の運転状況について
- (2) 川内原子力発電所1、2号機の今後の運転計画等について

2 審査事件

- ・ 陳情第8号 安全対策施設の未完成な川内原発の即時停止を求める陳情
-

△開 会

○委員長（川添公貴）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、本日はその日程によって進めたいと思います。

傍聴について、ただいま11名から傍聴の申し出がありますが、これを許可いたします。また、後ほど追加があった場合は、本職において随時許可します。

△川内原子力発電所の運転状況について

○委員長（川添公貴）それでは、川内原子力発電所の運転状況についてを議題とします。

まず、当局に説明を求めます。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚）それでは、川内原子力発電所の運転状況について御説明いたしますので、資料1を御準備ください。

まず、1ページの1、運転状況及び発電実績について、(1)1号機は、11月1日に第24回定期検査を終了しております。令和元年10月末現在の発電電力量は32.2億キロワットアワー、設備利用率は70.4%でございます。

2ページをお開きください。

(2)2号機につきましては、10月18日から第23回定期検査のため停止しており、10月末現在の発電電力量は45.0億キロワットアワー、設備利用率は98.4%でございます。

3ページをごらんください。

2、放射性廃棄物の管理状況について、10月末現在の1・2号機の合計で、まず、(1)気体・液体廃棄物の放出量について、表の下から2行目、気体廃棄物は、 4.0×10^9 乗ベクレルで、年間放出管理目標値 1.7×10^{15} 乗ベクレルを下回って管理されております。その右側の液体廃棄物につきましては、検出限界値以下でございます。

参考までに、トリチウムの放出量は一番下の表、 4.1×10^{13} 乗ベクレルで、年間放出管理基準値 1.1×10^{14} 乗ベクレルを下回って管理されております。

4ページをお開きください。

(2)固体廃棄物の貯蔵量ですが、10月末現在、

200リットルドラム缶相当で、26,563本貯蔵されており、貯蔵容量約37,000本に対して、貯蔵率71.8%となっております。その下には、参考として、月別の発生量、焼却減容量、搬出量、貯蔵量を掲載しております。

3、使用済燃料の貯蔵の状況は、10月末現在、1・2号機の合計貯蔵容量3,224体に対し、貯蔵量は2,166体で、貯蔵率は67.2%となっております。

4、新燃料の保管状況は、10月末現在、1・2号機の合計で164体を保管しております。

最後に、5、トラブル等情報ですが、法に基づき国へ報告を要する事象、その他の事象とも、該当はございませんでした。

○委員長（川添公貴）ただいま、説明がございましたが、御質疑ございませんか。

○委員（井上勝博）今、福島原発事故で話題になっていますトリチウムのことで、汚染水を海に垂れ流すのかどうかという問題で、一般の原発でもトリチウムは放出しているんだというようなことがあるわけですが、トリチウムが放出されるというのは、どういうルートを通じて放出されるのかということについては、何か聞いていらっしゃいますか。

○危機管理監（中村 真）ただいまの御質問ですが、発電所内で使用されます水がございます。

1次冷却材、2次冷却材ありますが、そういった処理をいたしまして、放射性物質等を取り除いた後の水を排出するわけですが、その中にトリチウムが入っているということで聞いております。

○委員（井上勝博）1次冷却水が汚染されているのはわかりますけれども、2次冷却水が、どういうルートなんだろうというのは、ちょっと不思議に思っているところですけども、1次冷却水と2次冷却水は接触していないはずですよね。それがどうしてこういうトリチウムが放出されるのかということについては、今の答えではよくわからなかったんですけども、どうなのでしょう。

○危機管理監（中村 真）御質問のとおり、1次冷却材、2次冷却材はそれぞれ別でございしますので、基本的に接触することはございません。

原子炉の中を回っている冷却水、これを、処理をする際に出てくる水でございしますので、それを処理した際に、繰り返しになりますけど、放射性物質を取り除いて、そして最終的に放出するわけ

ですが、その中にトリチウムが入っているということになります。

○委員（井上勝博） 私は、じゃ勘違いしている。要するに1次冷却水そのものを、いつまでも中に入れているわけではなくて、それをフィルターかなんかで放射性物質をとって、いわば福島のアンプみたいな機械があつて、そして、それを海に流しているんだけど、トリチウム自身は取り除かれないからという、そういう説明で理解してよろしいですか。

○危機管理監（中村 真） はい、そのとおりです。

○委員長（川添公貴） ちなみにトリチウムの排出量は各国どこの原子炉も全部排出しているんで、日本が一番少なかったはずなんですよね。次回の委員会のときには、参考に準備をされておきたいと思います。

ほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、川内原子力発電所の運転状況についてを終わります。

△川内原子力発電所1、2号機の今後の運転計画等について

○委員長（川添公貴） 次に、川内原子力発電所1、2号機の今後の運転計画等についてを議題といたします。

当局の説明をお願いします。

○原子力安全対策室長（祁答院欣尚） それでは、川内原子力発電所1、2号機の今後の運転計画等について説明いたしますので、資料2をごらんください。

去る10月3日に主要事項報告した内容について、その後の状況も含め、補足して説明するものでございます。

まず、1、特定重大事故等対処施設についてですが、現在、川内原子力発電所で鋭意その設置工事が進められている特定重大事故等対処施設、いわゆる特重施設は、御承知のとおり、原子力発電所に対する意図的な航空機衝突などテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器を守るための設備で、可搬式の設備を中心とした既存の対策のバックアップとして、設置が求められて

いる常設の設備でございます。

特重施設の設置には、法令で本体施設工事認可から5年という経過措置期間が設けられており、川内1、2号機は、それぞれ、来年3月17日と5月21日が設置期限となっております。

特重施設の概要図をお示ししておりますが、御存じのとおり、セキュリティの観点から、その詳細については公開されていないところでございます。図の中では、点線囲みで表示をしている部分になります。

次に、2、設置期限内に完成しない場合の手続きですが、本年6月12日に原子力規制委員会において、設置期限内に使用前検査に合格していない発電所は、期限の翌日以降、冷温停止状態を継続しなければならないとの決定が出されました。あわせて、設置期限の約1週間前までに使用前検査に合格していない場合には、停止命令が発出されること、使用前検査に合格したときは、その効力を失うことも確認をされております。

また、10月16日には、設置期限までに定期検査により停止していることが確実な証拠によって明らかである場合は、停止命令を発出しないということが決定をされました。確実な証拠として、設置期限日までに冷温停止状態であること、使用前検査が合格するまで継続することを記載した文書の提出を求めることが確認をされております。

次に、右側の3、川内原子力発電所の取り組みでございます。

まず、定期検査の実施について、特重施設に係る工事計画認可申請の審査過程での議論、また、その進捗に応じた設計変更や大規模工事等の追加により、設置期限内に完成することができない見通しとなったことから、次回定期検査の予定を前倒しして、1号機は来年3月16日から、2号機は来年5月20日から定期検査を実施するというもので、運転計画を変更されました。

この定期検査期間中に、通常の定期検査作業と並行して、特重施設や3系統目の常設直流電源設備の設置工事、また、その原子炉が停止中でないといけない工事や既存施設とのつなぎ込みなど、集中して実施されるということになっております。

その方針のもとで、規制委員会での決定事項への対応として、設置期限前に定期検査に入り、検査合格まで停止を継続することを記載した文書を提出され、10月30日の規制委員会において、

停止命令を発出しないということが決定をされたところでございます。

起動工程については、特重施設が完成し、使用前検査に合格したあと、通常の定期検査と同様に、起動準備を整え、原子炉を起動し、発電が再開されることとなります。

その下には、それぞれのタイミングを図化しております。1号機は、特重施設の設置期限、来年の3月17日の前日3月16日から約9カ月の第25回定期検査に、2号機は来年5月21日の設置期限の前日5月20日から約8カ月の第24回定期検査を実施するという計画でございます。

○委員長（川添公貴）ただいま説明がございましたが、御質疑願いたいと思います。

御質疑ございませんか。

○委員（井上勝博）特重施設の説明は、いわば、大型航空機の衝突、その他のテロリズムによりということになっているわけですが、特に、その大型航空機の衝突やテロリズムがなければ、不必要な施設ということになるのかなと思うんですが、この辺の文書を読むとそういうふうになりますよね。もし、大型航空機の衝突やテロリズムがなければ、必要ではない施設ということになると思うんですが、そういうことになるのでしょうか。

○委員長（川添公貴）この施設については、規制委員会が指示した内容に従ってやっているんで、当局は答弁ができないと思います。できますか。

○危機管理監（中村 真）今、委員長のほうからもございましたとおり、規制委員会が求めてつくるものでございますので、我々として、特に、コメントできるところはございません。

○委員（井上勝博）説明をされて、文書の意味の解説をお願いしたいと思ったわけですが、この文章でいうと、大型航空機の衝突、その他テロリズムによりと、等というのがあれば、万が一、また災害とかそういうものがあつた場合にも、必要なんだということが言えるわけですが、この場合は、もう衝突とテロリズムということになっているわけです。

だから、そうすると、故意による大型航空機の衝突、テロリズムっていうことが、やはりあり得ると。9.11のような航空機乗っ取り事件というのは、実際、あつたわけですので、全くないと言えないわけ。そういうことが、やはり危険性はあるんだということを認めているというか、そう

いうことになるわけですね。その辺については、そういうことですね、確認したいんですけど。

○危機管理監（中村 真）委員の御質問もございましたが、確かにアメリカで航空機によるテロといいますか、そういったのが9.11ということで言われておりますが、そういったことがあつたというのは事実でございますので、そういった点を踏まえてのことで、規制委員会が求めたというふうには考えておりますけども、あくまでも先ほど申しましたように、規制委員会が求めているところでございますので、詳細については、私のほうとしてはコメントできないところでございます。

○委員（井上勝博）本会議での一般質問でも、上空を飛行機、または戦闘機が実際、飛んでいると。川内原発の上を戦闘機が飛んだという話は、まだ聞いてはいないんですが、全国の上空では戦闘機も飛ぶことがあると。その戦闘機が米軍機の可能性も非常に強いということも言われていて、ここにあるのは、故意による大型航空機の衝突、その他テロリズムだけを想定していますけども、航空機の衝突事故というのは、そういう故意でなくても起こり得るということが考えられると思うんですね。実際、伊方については、数百メートルだったと思うんですけど、すぐ近くに自衛隊機が墜落したという事故が実際起こっているわけですから、そういう意味では、テロリズムに限らず、今、上空を飛んでいる飛行機が衝突するという可能性も否定できないと考えていいわけですね。

○委員長（川添公貴）井上委員、質問をちょっと整理して。川内原子力発電所についての審査委員会なので、伊方とかそういうのは別にして、今、おっしゃったように自衛隊機じゃなくて米軍機が飛んだということをおっしゃったんで、何月何日に米軍機が飛んだがどうかというような質問にしっかりとやっていただきたい。

○委員（井上勝博）それは、一般質問の中で、本会議の中で……。

○委員長（川添公貴）済みません、発言を制止するようで申しわけないんですが、ここは委員会なので……。

○委員（井上勝博）しかし、別にそれは議事録を調べればすぐわかることだし、今、私が資料を持ってないからね、質問できないというのは……。

○委員長（川添公貴）質問していいですよ。だ

から、整理してきちっと論点を整理して言ってください。

○委員（井上勝博）だから、今、言ったとおりです。

○委員長（川添公貴）危機管理監、まず、3点ありました。米軍機が飛んだのか、民間機が落ちる可能性があるのかどうか。それと、自衛隊機が飛んだのか、そういう質問でしたので、答えられる範囲で答えていただきたい。

○危機管理監（中村 真）先日の本会議でもお答えしましたが、私どもが九州電力から報告を受けたのは、小型飛行機及びヘリコプターということで聞いておりますので、戦闘機ということでの報告は受けておりません。

民間の飛行機が落ちる可能性があるのかということの御質問かと思いますが、民間の飛行機に関しましては、通達で上空は飛べないということになっておりますので、通常の飛行機の航路としては、上空はないというふうに考えておりますので。ただし、飛行機が落ちないということは言えませんので、ゼロではないということは言えるのではないかというふうには考えております。

○委員長（川添公貴）ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑は尽きたと認めます。

以上で、川内原子力発電所1、2号機の今後の運転計画等についてを終わります。

△陳情第8号 安全対策施設の未 completion 川内原発の即時停止を求める陳情

○委員長（川添公貴）次に、陳情第8号安全対策施設の未 completion 川内原発の即時停止を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、さきの本会議において、陳情文書が配付されておりますので、朗読は省略したいと思います。（巻末に陳情文書表を添付）

ここで、審査の進め方について、お諮りをしたいと思います。

先ほど資料2で説明がありましたが、その説明の内容以外のことについて、陳情に関する質疑を行っていただきたいと思います。その後、委員間の自由討議があれば、自由討議により審査を進めてまいりたいと思いますが、そのように進めることで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）異議がありませんので、そのように審査を進めたいと思います。

それでは、質疑をお願いします。陳情文書に関して聞きたい部分がありましたら、さっきも言いましたように、資料以外について、同じことは聞かないように、質疑をお願いしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）質疑はありませんので、質疑はないと認めます。

それでは、これより自由討議を行います。御意見はございませんか。

○委員（井上勝博）今回の陳情は、まだテロ対策施設が完成していないというもとの、危険な状態に置かれているということで、できるだけリスクを回避するために、直ちに原発をとめてほしいということ、国や原子力規制委員会、県知事、九州電力に対して求めるというものになっております。

先ほどの特重施設の議論の中でも、単なる故意による大型航空機の衝突やテロリズムだけではなく、現実にも、上空を法律で規制していないために、上空を民間機や、また米軍機や、それから自衛隊機が飛んでいると。そういうことで、不慮の事故ということも十分あり得るという点で、私は、この陳情の趣旨に加えて、上空を飛行機も飛んでいるということを加えることができるんじゃないかというふうに思います。

その点で、皆さんのほうで、この陳情に対する反論というのがあれば、出していただきたいなというふうに思います。

○委員（上野一誠）井上委員、また議員各位それぞれ見解はあると思うんですけども、先ほどいろいろ当局のほうからも説明をいただきました。重大事故等対策に対する現状報告をいただいたと思うんですけども。我々は、再稼働を容認した議会として、その基本になっていったのは何か。これは一つの新規制基準によって、国が定めた基準によって、事業者がそれをしっかりと安全対策を講じながら、そして、そのことが認められて再稼働に至っている現状があると思うんです。

この重大事故対策等の、今、特定重大事故等対策処理施設についても、同様にやっぱり規制委員会がそういう整備を求めているものであって、これまでも、やっぱり炉心損傷防止とか、あるいは格納容器損傷防止とか、あるいは、また放射性物

質拡散抑制、プラント管理機能等々を含めて、整備が進められてきているということは、我々も現地を見ながらやってきた事実があります。

それで、ただ特定重大事故対策は5年間の猶予は求めているものの、これが設置基準として先ほどあったように間に合っていないということに当たります。そういう捉え方からすると、規制庁のここらあたりの基本的な考え方を引っ張り出してみると、特定重大事故等対処施設について要求されている機能は、発電用原子炉施設における特定重大事故等対処施設以外の施設によって、既に重大事故等対策に必要な機能として要求されていることから、これが設置されなければ、直ちに重大事故の発生及び拡大の防止に支障が生じるような施設ではなく、更なる機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として求められているものであり、一方で、特定重大事故等対策処理施設を設置するためには、審査・工事等に一定の期間が必要とされることを踏まえなきゃいけないというようなことも、一つのこの規制委員会の形として示されているわけであります。

したがって、陳情の願意というのは、そういうことが、設置が機能していないとか、でき上げてないものは、即とめろという陳情ではあるんですけども、我々が一つの判断基準としては、やっぱりそれなりの経緯を踏まえながら、そして、今、緊急時対策所が、まだ、未完成ではあるんですけども、そういうふうな形で、いずれにしてもこの設置基準に間に合わない、原発はとめていくという等々のことになっていくので、これは十分理解をする必要があるんじゃないかと。ただ、今、即とめるということよりも、現実的にそういう状況に入っていくというようなことになるのではないかと、そのように思います。

○委員（成川幸太郎） 今、上野委員からありましたように、我々は再稼働に賛成するときに、相当時間と労力をかけて審議をしてまいりました。

再稼働を容認するに至るには、この規制委員会の方向性というのを十分に検討しながらやっています。また、今回、特定重大事故等対処施設が間に合わないということで、既に九州電力さんのほうにおかれましては、この間に合わない期間に定期検査を実施することによって停止状態におくということが、もう決められておりますので、そのことも含めて即停止というのは、我々の最初

の決断に反するものであり、また九州電力等の対策も考えると、陳情に沿うことは、できないんじゃないかというふうな判断をしています。

○委員（森満 晃） 今、るるありましたけれども、これまでも国の基準に基づいて実施されております。そして、大型ディーゼル発電機等、通常の分については、もう設置が可能であり、こちらの特重においては、あくまでもバックアップの電源対策ということですので、何ら問題はないと思います。

○委員（井上勝博） テロ対処施設5年間の猶予、それはテロ対処施設自身が非常に大きな大規模工事であるがために、そういう猶予を設けられたものであって、本来ならば、直ちにつくって、そして、それから再稼働ということではなければいけなかった施設だというふうに思うんですね。

今、国民の間では、50%以上の方が再稼働については、してほしくなかったという回答を南日本新聞の世論調査でもあったわけで、規制委員会の立場としても、100%安全と申し上げているわけではない。ここがやっぱり国民の間では100%安全でなければ動かすべきではないし、やっぱり廃炉であるべきなんだということを言っているわけなんですね。

原発がなければ、私たちの社会生活が成り立たないというわけじゃありません。これはもう実際に、ほぼ2年間原発が動かなかった時期もあって、そこで、十分、私たちの社会で日常生活を営むことができたわけで、これはやっぱり原発に依存しなくても、十分できるんだということが実験的に示されたわけですね。今、たった9基しか動いておりません。原発のエネルギーについて、それほど今の日本の社会が必要を感じているものではないわけです。

12月1日に小泉純一郎元総理が来て、やはり反省が足りないんじゃないかと。今後、また20%、22%に原発を動かすとすると、30基近くになると、そんなことをあの福島の現実を見て決めることがおかしいんだと。保守層の中でも原発ゼロをすれば、これはもうみんな原発ゼロの方向に向かう、そういう条件は整っているんだ、ただ政治決断をしてないだけなんだということをおっしゃっていましたが。そういう点から、今、すぐとめても全く支障がないというふうに思いますし、あらゆるリスクを考えた場合に、やは

りとめるべきであるというふうに思いますが、どうでしょうか。

○委員（成川幸太郎） 再稼働を論議するときから、田中前規制委員長が言われた１００％安全じゃないという言葉が、よく話題に出てきていたんですけども、田中前委員長がここに来られたときに説明を受けた中でいきますと、１００％ということは、この生活している中で全てのものにあり得ないんだと、限りなく安全は保障できる状態を我々はつくってきていると。その１００％と言ったら自動車にしる、飛行機にしる、全てをとめなきゃいけないということは言われました。言葉尻を捉えられたような感じがしているということを田中前委員長も言われておりました。まして、今、いろんな形で太陽光等があるんですけども、やはり、この日本の産業を支える２４時間体制の第二次産業において、夜間に安定した電力を安価で提供できるというのは、今のところあり得ないということですので、やはり、当面の間は必要であるだろうなというふう私は思います。

○委員（井上勝博） １００％安全でない、確かに自動車も飛行機も落ちるときは落ちると。ただ、その原発という特殊ですね。８年間経過しても、まだ汚染水問題が深刻になっているし、そして溶けた燃料デブリも回収することもできないという状態で、放射能物質はそのままの状態になっているし、また、その広範囲にまき散らされた放射能というのは、また数万人と言われている避難者をまだつくっているということを考えても、これは通常の航空機事故と自動車事故と同じようなレベルで考えるべきものではなくて、絶対に起こしてはならない、１００％安全でなければいけないものだとは思いますが、それが国民の思いだと。だからこそ、５０％以上の人は再稼働に反対という世論調査の結果が出るんだと思います。

それから、安価であるという話ですが、安価というのは、これは嘘だというふうに小泉元総理も言っておりました。原発を推進する３大大義名分というのがあって、それは、安全である、ＣＯ₂を出さない、コストが安い、これは全部でたらめだったと、これ経産省のでっち上げだというふうに言っておりましたけれども。小泉元首相の独特の言い方でしたけれども、要するに安価であるというふうに言っているけれども、例えばもんじゅは廃炉になりました。１兆１、０００億円かかりました。

そのお金は電力料金とか、コストに数えられているかと、数えていないじゃないですかという話ですね。それから、最終処分場については、１０万年とか、数千万年という言い方されていましたが、数千万年もの間、安全に保管するそういう経費というのが、ちゃんと入っているのかということに入っていない。そういうものを全部含めてコストというのをいうんだと、コストというのは。だから、そういう点では、コストが安いというのはほんでもない話だと。それから、あれだけの事故を起こしてコストが安いということも言えないんだと。

それから、もう一つ言われていたのは、４号機のプールの事故が、もし万が一起こった場合、４号機の事故は起こらなかったんですけども、起こった場合には、半径２５０キロ圏内から避難しなくちゃいけなかったんだ。東京も避難区域に入ったんだということも、おっしゃっていました。それだけのリスクがあるんだということをおっしゃっていましたというか、私はもう勉強すればわかることなんけども、そういう今まで推進だった方もそういうふうにおっしゃってたわけで、やっぱりそれが、もう私は真実であろうというふうに思います。

○委員長（川添公貴） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 以上で、陳情第８号について、質疑及び自由討議が終了いたしました。

それでは、本陳情の取り扱いについて御協議を願いたいと思いますが、御意見はございませんか。

○委員（上野一誠） 採決をお願いします。

○委員長（川添公貴） 採決の声がありますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「賛成討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴） 次に、賛成討論はありますか。

○委員（井上勝博） 自由討議で結構いい討議ができたんじゃないかなと思います。

やっぱり、こういう討議を経て、やっぱり原発の問題というのをいろいろ深掘りしていくということは、すごく大事だというふうに思うんですね。今、原発の事故、実際、起こってしまった。最初、スリーマイル島で起こった、チェリノブイリが起こった。よそのできごとだと私たちは言っていたし、また、高度な技術を持っている日本ではあり得ないと言っていたのに、日本では福島で1号機、2号機、3号機、4号機、さっき4号機は事故を起こさなかったと言ったのは、4号機の重大事故が起こらなかったということですね。実際は起きているわけですが。そういう複数の原発が実際、事故を起こした。そして8年間たったんだけど、その後始末もできないという状態になっている。

そういうリスクの非常に高い原発の上空を、今も飛行機が飛んでいる。法的規制がされていない、米軍機が飛んでいる。そういう状態の中で、一刻も早く、もう停止してほしいという陳情者の思いは理解できるので、賛成いたします。

○委員長（川添公貴）次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）討論は尽きたと認めます。採決いたします。採決は、起立によって行います。

本陳情を採択にすべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（川添公貴）起立少数であります。

よって、本陳情は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、陳情の審査を終了いたします。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（川添公貴）それでは、審査を終了しましたので、陳情第8号に係る委員会報告書の取りまとめについてであります。委員長に御一任願うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議がありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、2点お知らせをいたします。

まず、11月に実施しました行政視察の調査報告を、今定例会の最終日において報告をしたいと思います。

次に、来年2月に原子力防災訓練が行われる予定でございます。まだ詳細は決定していませんが、詳細が決定し次第、委員会を開きたいと思っておりますので、準備をよろしく願っておきたいと思います。

△閉 会

○委員長（川添公貴）それでは、以上で、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（川添公貴）御異議ありませんので、以上で、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会します。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第8号	受理年月日	令和 元 年 1 1 月 1 1 日
件 名	安全対策施設の未完成な川内原発の即時停止を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市宮崎町 1 4 7 7 番地 5 原発再稼働に反対する全国自治体議員の会 鹿児島事務局 松田 勝美		
要 旨			
原子力規制委員会は、2019年4月24日の定例会で、原発の「特定重大事故等対処施設」（以下「特重施設」）が、設置期限までに完成しない原発に対して、運転停止を命ずることにした。「特重施設」は、福島第一原発事故を教訓に、2013年に新規制基準で新たに義務付けられた、原発に重大事故が起きた際に原子炉の冷却を続けるための安全対策施設である。しかし、規制委員会が新規制基準施行後5年の猶予を与え、さらに原発の工事計画認可日から5年以内の完成へと設置基準を延長したにもかかわらず、各地の原発は「特重施設」が未完成なままである。 規制委員会は、2020年の東京オリンピックに向けたテロ対策の強化を迫る政府の意向から、期限までに「特重施設」を設置できない川内原発の1号機を2020年3月に、5月に2号機を停止させることになる。 今年7月から定期点検中の川内原発1号機は、11月初めに営業運転に入った。九州電力による「特重施設」の完成延期申請は認められず、1号機も2号機も期限までに間に合わせることは不可能である。しかも、川内原発1・2号機は、築40年に近づいている老朽原発で、事故を起こす確率も高まっているところに、「特重施設」が未完成のまま稼働していることは、非常に危険な状態にあるといえる。市民の安全確保のため、2020年の設置期限まで、川内原発1・2号機を稼働させるのではなく、直ちに停止することを市議会として、関係機関に要請しなくてはならない状況であると考えます。 私たち全国の自治体議員は、薩摩川内市議会が市民の生命と暮らしを守るために、以下の点について、国、原子力規制委員会と県知事に意見書を、九州電力に対し要請書を提出するよう求める。			
記			
1 国、原子力規制委員会に対して、新規制基準で定めた安全対策施設（特定重大事故等対処施設）が未完成な川内原発1・2号機の即時停止を命ずるよう求めること。 2 鹿児島県知事に、安全対策施設の未完成な川内原発1号機の停止と、定期点検後も安全対策未完成の2号機をそのまま停止するよう求めること。 3 九州電力に対し、安全対策施設の未完成な川内原発1・2号機の停止を求めること。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 川 添 公 貴

